

# 新制度への移行手続について【紙申請】

## ●手順

※10kw未満の太陽光発電

### ① 必要書類の用意をお願いします

- **事業計画書様式** (提出者欄に設備設置者(お施主様)の情報を記入の上、実印を押印)  
様式20 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】(10kw未満の太陽光発電)
- **代行提出依頼書様式** (依頼者の押印は認め印で可)
- **設備設置者の印鑑証明書** (発効日から3ヶ月以内の原本)
- **接続同意を証する書類の写し** (平成29年3月31日までに売電開始している場合は不要)

※ 弊社ホームページ以外からの事業計画書様式・代行提出依頼書様式の入手方法

(1) WEBサイト「なっとく！再生可能エネルギー」からダウンロード

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_plan\\_p.html#p](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan_p.html#p)

(2) FAXサービスから入手(FAX機能付き電話機をお持ちの方)

03-6711-4026に電話の上、案内に従ってボタンを押して、FAXから印刷

(3) 代行センターに返信用封筒を送付

120円切手を貼り、返送先住所と右下に設備の種類と発電出力を記入の上、

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター(様式送付希望)」宛て

(〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階)に送付

### ② 事業計画書、代行提出依頼書に必要事項を記入して下さい

※上記のWEBサイト「なっとく！再生可能エネルギー」にて記載要領がありますのでご確認願います

**必須項目** ■ **設備ID** (当該事業計画の対象となる設備のID)

※設備IDは検針票に記載されているか、記載のない場合は電力会社へ契約者様がお問い合わせ頂いても教えてもらえます。  
年報報告の登録をした方は、資源エネルギー庁からのメール返信に記載がありますので「設備ID」「設置者ID・PW」の確認ができます

**必須項目** ■ **設備の所在地**

※申請所在地が「地番未確定」のまま申請している場合は、実際に設置している設備所在地を記入下さい

**必須項目** ■ **太陽光電池の合計出力(kw)** ※小数点第1位まで

■ **接続契約締結日** ※2017年3月31日までに運転開始している場合、記入省略可能

**必須項目** ■ **接続契約締結先** ※各エリア電力会社

**必須項目** ■ **特定(買取)契約締結先** ※各エリア電力会社

**必須項目** ■ **買取価格** ※税抜金額で記入

■ **運転開始状況** ※運転開始済みの場合チェック

**必須項目** ■ **遵守事項** ※項目に同意する場合チェック

■ **【添付書類】接続同意を証する書類**

※2017年3月31日までに売電を開始している設備については、添付の必要がありません

### ③ 提出送付先

〒273-0011

千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て

※印鑑登録証明書が信書扱いとなるため、普通郵便では不可になります

簡易書留・レターパックなど、信書送付可能郵便にて送付して下さい



# 再生可能エネルギー発電事業計画書記入時の追加注意点

## 「設備 ID」

検針票に記載。

ハガキタイプの検針票の場合は、電力会社へ本人がお問合せいただければ、教えてもらえます。

## 「太陽電池の合計出力 (kW)」

不明な場合は、電力会社へお問合せください。

## 「接続契約締結先」

ご自身のお住まいの場所を担当している電力会社を記入してください。  
**東京電力の場合は、「東京電力パワーグリッド」と記入してください。**

## 「特定（買取）契約締結先」

「接続契約締結先」と同じ電力会社を記入してください。  
**ただし、東京電力の場合は、「東京電力エナジーパートナー」と記入してください。**  
 また、「新電力会社」と契約されている場合は、その社名を記入してください。（例：東京ガス、など）

## 「買取価格」

税別表を作りました。  
 該当する税抜価格を記入してください。

年 度	買取価格	税抜価格（今回の記入金額）
2011年（平成23年）	42円	38.88円
2012年（平成24年）	42円	38.88円
2013年（平成25年）	38円	35.18円
2014年（平成26年）	37円	34.25円

【10kW未満の太陽光発電の場合】

1. 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】 2017/3/16 掲載  
2017/3/31 更新

様式第2-0

① → 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】  
(10kW未満の太陽光発電)

② → 平成29年6月21日

経済産業大臣 殿

提出者 住所 (〒100-0081) (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき  
**東京都千代田区霞が関1-1-1**  
 (ふりがな) けいざい いちろう

氏名 **経済 一郎** 実印  
印

(法人番号: )

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 (00) 0000-0000

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

④ →

再生可能エネルギー発電事業計画	再生可能エネルギー発電事業計画の概要	備 考
● 設備ID	<b>A123456C13</b> <span style="color: blue;">数字+ハイフンで記載</span>	
● 設備の所在地(注1)	<b>東京都千代田区霞が関1-1-1</b>	□別紙あり
● 太陽電池の合計出力(kW)	<b>9.0</b>	←⑤
● 接続契約締結日	<b>平成29年3月1日</b> <span style="color: blue;">記入不要</span>	←⑥
● 接続契約締結先	<b>東京電力パワーグリッド株式会社</b> <span style="color: blue;">契約電力会社名</span>	
● 特定(買取)契約締結先	<b>東京電力エナジーパートナー株式会社</b> <span style="color: blue;">契約電力会社名</span>	←⑦
● 買取価格(注2)	<b>35.18円/kWh(税抜き)</b> <span style="color: blue;">検針票に記載の買取価格</span>	
● 運転開始状況	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始済み <span style="color: blue;">チェックする</span>	←⑧

1. 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】

2017/3/16 掲載

2017/3/31 更新

様式第20

①

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】  
(10kW未満の太陽光発電)

②

平成29年6月21日

経済産業大臣 殿

(ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき

提出者 住所 (〒100-0081)

東京都千代田区霞が関1-1-1

(ふりがな) けいざい いちろう

氏名 経済 一郎

実印

印

(法人番号: )

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 (00) 0000-0000

③

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

④

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考
設備情報	設備ID	A123456C13 数字+ハイフンで記載
	設備の所在地(注1)	東京都千代田区霞が関1-1-1 □別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)	9.0 ←⑤
事業内容	接続契約締結日	平成29年 3月 1日 記入不要 ←⑥
	接続契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社 契約電力会社名 ←⑦
	特定(買取)契約締結先	東京電力エナジーパートナー株式会社 契約電力会社名 ←⑦
	買取価格(注2)	35.18円/kWh(税抜き) 検針票に記載の買取価格 ←⑦
	運転開始状況	■運転開始済み チェックする ←⑧

全てにチェックを入れる

再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項  
 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。

⑨

事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)	<input type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input type="checkbox"/>
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>

⑩

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類(注4)	記載不要

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定(買取)契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「改正法」という。)による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

## 2. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度までの旧制度で認定を取得した場合であって、①平成29年3月31日までに接続契約を締結した場合は平成29年4月1日に、②認定失効の猶予期間中に接続契約を締結した場合は接続契約を締結した日に、新制度の認定を受けたものとみなされます。</li> <li>新制度の認定を受けたものとみなされた場合には、そのみなされた日から起算して6ヵ月以内に事業計画を作成し、提出する必要があります。</li> <li>10kW未満の太陽光発電であって、新制度での認定を受けたものとみなされた場合には、新制度の適用を受けるために、本様式により事業計画書を提出してください。</li> </ul>
②	—	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画書の提出日を記入します。</li> </ul>
③	提出者 情報	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備設置者の事業者情報を記入します。代行事業者が提出する場合であっても必ず設備設置者の情報を記入してください。</li> <li>住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、<b>実印を押印の上、印鑑証明書を添付します。</b></li> <li>法人の場合、法人番号（13桁）を記入します。法人番号がない場合は不要です。</li> <li>電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。</li> </ul>
④	設備ID ・設備の 所在地	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業計画の対象となる設備について、設備ID、設備の所在地を記入します。</li> <li>設備の所在地については、認定されている所在地を記入します。ただし、以下の点にご注意ください。 ※複数の地番にまたがる場合は、代表地番を記入した上で「他〇筆」と記入し、代表地番を含めた全ての地番を記載した「別紙（設備の所在地）」を添付します。 <b>※番地は数字とハイフン（-）で記入します。</b> ※認定されている所在地が「番地未確定」のままの場合は、実際に設置する番地を記入します。</li> </ul>
⑤	太陽電池 の合計 出力	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計（小数点第1位まで記入し小数点第2位切捨て）を記入します。太陽電池モジュールの出力の合計と発電出力が同じ場合にも、その値を記入します。</li> </ul>
⑥	接続契約	<b>選択必須項目</b>  <b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業計画の対象となる設備について、接続契約締結日（=接続の同意を得られた日）、接続契約締結先を記入します。</li> <li>接続契約締結日とは、連系承諾を受けた後に、工事費負担金契約を締結した日（工事費負担金契約を締結しなかった場合には、工事費負担金の請求があった日）をいいます。なお、工事費負担金が0円の場合は、連系承諾日が接続契約日となります。当該<b>事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していた場合は、記載を省略しても差し支えありません。</b></li> <li><b>接続契約締結先については、必須項目です。</b></li> </ul>
⑦	特定（買取）契約 締結先・ 買取価格	<b>必須項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業計画を提出する日までに特定（買取）契約を締結している場合は、その締結先、当該契約における買取価格（固定価格買取制度に基づいて定められた調達価格に上乗せした価格により買取を行う場合には、その上乗せ後の価格）について記入します。</li> <li>当該事業計画提出の時点で特定契約を締結していない場合は、「未定」のボックスにチェックを付します。</li> </ul>

⑧	運転開始 状況	選択必須 項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年3月31日までに運転開始をしている場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付します。</li> </ul>
⑨	遵守事項	必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事項について遵守することに同意する場合は、当該事項のボックスにチェックを記入します。</li> <li>「接続契約を締結している～適切な方法により協力すること。」の「国が定める出力抑制の指針」とは、一般送配電事業者又は特定送配電事業者が接続契約に基づいて出力抑制を実施する際に、各発電設備間において公平性が確保されるよう定められた指針であり、既に締結されている接続契約の内容に反して出力抑制を求めようとするものではありません。</li> </ul> <p>※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。</p>
⑩	接続の同意を証する書類	選択必須項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していなかった場合は、接続の同意を証する書類を添付します。</li> <li>接続の同意を証する書類は、接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類をいいます。</li> <li>発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」(※)にて公表している「接続の同意を証する書類について」にて確認の上、添付します。</li> </ul> <p>※ <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/</a></p>

様式第 2 0

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】  
(10kW未満の太陽光発電)

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

提出者 住 所 (〒 - )

(ふりがな)

氏 名

印

(法人番号： )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 ( ) -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要			備 考
設 備 情 報	設備ID		
	設備の所在地 (注1)		<input type="checkbox"/> 別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)		
事 業 内 容	接続契約締結日	平成 年 月 日	
	接続契約締結先		
	特定(買取)契約締結先		<input type="checkbox"/> 未定
	買取価格(注2)	円/kWh(税抜き)	<input type="checkbox"/> 未定
	運転開始状況	<input type="checkbox"/> 運転開始済み	
	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		
	事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)		<input type="checkbox"/>
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		<input type="checkbox"/>

この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。	<input type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	<input type="checkbox"/>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/>

添付書類

	書類名
接続の同意を証する書類（注4）	

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注3) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

記載例

お客様本人が記載してください。

代行提出依頼書

平成29年 6月30日

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 御中

お客様の氏名・電話番号・メールアドレス・FAX番号を記入してください。  
FAX番号は任意です。

個人の場合は不要です。

(依頼者)

住所 〒110-0081

東京都千代田区霞が関1-1-1

氏名

経済 一郎

印

認印でも可

(法人番号 :

電話番号 : (00) 0000-0000

メールアドレス : XXX@xxx.co.jp

FAX番号 :

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画書の経済産業大臣への提出について、別添の再生可能エネルギー発電事業計画の内容に係る提出手続を貴社に依頼します。

【依頼者が設置者本人ではない場合】

なお、当方から貴社に別添の事業計画書の内容にて提出を行うことについて、下記設備設置者の承諾を受けております。

(設備設置者情報)

設備設置者名 :

メールアドレス :

FAX番号 :

記載不要

(添付書類)

書類名称	
接続の同意を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 添付有り <input checked="" type="checkbox"/> 添付無し

※どちらかにチェックしてください。

## 代行提出依頼書

平成 年 月 日

再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター 御中

(依頼者)

住所

氏名

印

(法人番号 :

)

電話番号 :

メールアドレス :

F A X 番号 :

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画書の経済産業大臣への提出について、別添の再生可能エネルギー発電事業計画の内容に係る提出手続を貴社に依頼します。

【依頼者が設置者本人ではない場合】

なお、当方から貴社に別添の事業計画書の内容にて提出を行うことについて、下記設備設置者の承諾を受けております。

(設備設置者情報)

設備設置者名 :

メールアドレス :

F A X 番号 :

(添付書類)

書類名称	
接続の同意を証する書類の写し	<input type="checkbox"/> 添付有り <input type="checkbox"/> 添付無し

※どちらかにチェックしてください。